# EDW 固定 IP サービス約款

本約款は、株式会社リコー（以下、「弊社」といいます。）のサービスである EDW 固定 IP サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する、お客様（以下、「お客様」といいます。）からの利用申込み、および、当該申込みに基づきお客様と株式会社リコーとの間で成立した本サービスの提供契約（以下、「本契約」といいます。）に適用されます。

第１条（本サービスの内容）

本サービスは弊社が提供するクラウドサービス「EMPOWRING DIGITAL WORKPLACES アプリケーション」と外部サービスを接続する際のグローバル IP アドレスを固定 IP アドレスとするサービスです。なお、本サービスの対象となる「EMPOWRING DIGITAL WORKPLACES アプリケーション」は別途弊社が定めるものとします。

第２条（本契約の成立）

１．お客様は、本サービスの利用を希望する場合、弊社所定の書式による「注文書兼利用申込書」に必要事項を記入の上、弊社の販売会社（以下、「販売会社」といいます。）に対して提出するものとします（以下、総称して「利用申込み」といいます。）。

２．前項の利用申込みに対して弊社が承諾の意思および本サービスの提供開始日をお客様に通知し、その通知がお客様に到達した時点をもって本契約が成立するものとします。

３．弊社は、前項の規定にかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当すると弊社が判断する場合、本サービスの利用申込みを承諾しない、または前項の承諾を取り消すことができるものとし、それをお客様は予め承諾するものとします。

（１）利用申込みにかかわる契約上の義務を怠るおそれが明らかである場合。

（２）利用申込みに虚偽の事実を記載した場合。

（３）本約款で定める本サービスの料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。

（４）本約款に定める禁止行為のいずれかに該当するおそれがある場合。

（５）前四号のほか、本サービス提供上著しい支障があると乙が判断した場合。

第３条（本契約の期間）

本サービスの契約期間は第２条第２項に基づきお客様に通知された本サービスの提供開始日より、当該開始日を含む月の翌月１日から起算して１ヶ月とし、以降 １ ヶ月毎に自動更新されるものとします。

第４条（料金）

1. お客様は、注文書兼利用申込書記載の本サービスの料金（以下、「料金」といいます。）を販売会社所定の支払方法に従って販売会社に支払うものとします。
2. 消費税が賦課される場合、お客様は、販売会社に対して支払う料金に、支払時の法令に基づいた消費税相当額を併せて支払うものとします。

第５条（本契約の解約）

1. お客様は、本契約の解約を希望する場合、販売会社に対して解約の申し出を行い、かつ弊社所定の書式による「解約申込書」を解約希望月の前月末日までに販売会社に提出することにより、本契約を解約希望月の当月末日に解約することができるものとします。
2. 本条に基づいて本契約が解約された場合でも、すでにお客様から販売会社および弊社に支払われた料金についてはお客様に返金されないものとします。

第６条（支払遅滞）
お客様は、本サービスの料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を販売会社に支払うものとします。

第７条（再委託）
弊社は、本契約履行に係る業務の一部または全部を第三者（以下、「委託先」といいます。）に委託することができるものとします。

第８条　（秘密保持）
1. 本契約に従った利用を除き、お客様および弊社は、本契約に関連して相手方から開示された相手方の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を指定した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を第三者（弁護士、公認会計士等法令上秘密保持義務を負担する者は除きます。）に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する情報についてはこの限りではありません。
   (1) 開示時に、既に公知であった情報
   (2) 開示時に、既に受領当事者が保有している情報
   (3) 開示後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
   (4) 開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報
   (5) 開示後、受領当事者が第三者により秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
2. 前項の規定に拘わらず、お客様および弊社は、相手方から書面による事前承諾を受けることによって、当該秘密情報を第三者に開示することができるものとします。ただし、裁判所または官公庁から開示の要求があり、かつ、法令上開示義務を負担する場合には、相手方の承諾を得ることなく当該秘密情報を開示することができるものとします。なお、お客様は弊社の委託先へお客様の秘密情報を開示することにつき、あらかじめ弊社に承諾を与えるものとします。
3. お客様および弊社は、相手方から開示を受け預託された秘密情報を本契約終了後直ちに相手方に返還するかまたは破棄しなければならないものとします。
4. 本条第１項の規定は、本契約の終了後３年間その効力を有するものとします。

第９条（反社会的勢力との関係排除等）
1. お客様および弊社は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいう）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
   (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
   (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
   (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
   (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること
   (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様および弊社は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

3. お客様および弊社は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
   (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
   (2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと
      (ア) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること
      (イ) 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
      (ウ) 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること
      (エ) 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること
4. お客様または弊社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。この場合、お客様または弊社は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第１０条（解除）

1. お客様または弊社が以下各号のいずれか１つ以上に該当した場合、相手方は何らの催告を要せず、通知することにより直ちに本契約の一部または全部を解除することができるものとします。
   (1) 本契約に定める債務を履行せず、その他本契約に違反し、相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合
   (2) 本契約の使用許諾条件に反して、本アプリケーションを使用した場合
   (3) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納して督促を受けた場合、または滞納処分により財産の差押えを受けた場合
   (4) 振出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合
   (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始および特別清算開始の申立てがあった場合
   (6) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡する旨の株主総会決議をした場合
   (7) 解散事由に該当した場合
   (8) 資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場
   (9) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合
   (10)秘密情報の秘密保持義務違反があった場合
   (11)重大な背信行為があった場合
   (12)その他本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. お客様または弊社は、前項第 2 号から第 10 号までのいずれかに該当した場合、直ちに相手方に対してその旨を通知するものとします。
3. お客様または弊社は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無に拘わらず、相手方に対して負担する一切の金銭債務（本契約に基づく金銭債務に限らない。）につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. お客様または弊社は、本条第 1 項により本契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第１１条（損害賠償責任）

１．弊社の責めに帰すべきことが本約款上明らかな場合であって、本サービスに関連してお客様または第三者に損害が発生した場合は、弊社は、当該事由の直接的結果として現実にお客様に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責めを負うものとします。この場合、弊社がお客様に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した月の料金等１ヵ月分の総額を限度とします。

２．弊社は、前項の規定の場合を除き、次の各号に規定するお客様または第三者に生じた損害については、一切の責任は負わないものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

（１）本サービスの提供、利用、遅滞、変更、中止、停止および廃止に伴う損害

（２）本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、損壊もしくは滅失に伴う損害、その他お客様が本サービスから得た情報に起因する一切の損害

（３）天災地変、不測の事故、お客様の故意または過失により発生した損害

３．お客様が本約款に違反しまたはお客様の不正な行為その他お客様の責めに帰すべき事由により、弊社または第三者に損害が発生した場合、弊社は、お客様に対して損害賠償を請求できるものとします。

４．弊社は、お客様の本サービスの利用に関連して、お客様の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、お客様と第三者との間で発生した紛争または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第１２条（本約款の変更）

１．弊社は、本約款の全部または一部を変更することができるものとします。

２．前項の場合、弊社は、原則として、変更を行う日の４５日以上前までに、本約款の変更内容および変更後の本約款の効力発生日を、お客様が本サービス利用時に閲覧する Web サイトへの掲載その他弊社の定める方法により、お客様に通知するものとします。

３．お客様は、本約款の変更に同意しない場合、本サービスの利用を停止の上、第５条（本契約の解約）に定める方法で、本契約を終了することができるものとします。なお、お客様が本約款変更後に本サービスを利用した場合は、変更後の本約款に同意したものとみなし、弊社は当該変更後の本約款に基づいて本サービスを提供します。

第１３条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。
2. お客様および弊社は、本契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第１４条（協議）

お客様および弊社は、本約款に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第１５条（残存条項）

本契約がその理由の如何を問わず終了した後も、第 8 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条および本条の規定は効力を有するものとします。

【附則】

本約款は、2023 年 2 月 1 日から適用します。